

ボランティア・チャレンジ2016

問 上島町企画政策課
TEL 7712500、愛媛県男女参画・県民協働課 TEL 0891912-2305 HP <http://nv.pref.ehime.jp/>

今年も、ボランティア活動や地域活動へ参加を応援するボランティア・チャレンジ2016が実施されます。「愛媛ボランティアネットワーク」をご覧いただき、気になるボランティアを見つけ、その活動に参加してみませんか？
自分の意志で、無理せず、楽しく、できることから始めてみましょう！

美しい景観を守るために

問 上島町各総合支所 住民課

しない！ させない！

不法投棄！

不法投棄は、地域の美観を損ねるだけでなく、快適な生活環境や生態系にも少なからず影響を与えています。

お忘れなく！児童手当現況届は6月中に！

問 上島町各総合支所住民課

児童手当を受給されている方は、毎年6月に「児童手当現況届」を提出していただく必要があります。

現況届は、毎年6月1日の受給者の方の状況を確認し、手当を引き続き受けることができるか認定するための大切な届出です。

6月初旬に住民課から専用の用紙をお送りしますので、必要な書類と併せてご提出ください。

(※現況届の提出がない場合、6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。)

【現況届に必要な添付書類】

- 受給者が被用者（サラリーマン等の厚生年金加入者）の場合「健康保険被保険者証（受給者本人）の写し」又は「年金加入証明書」
- 他の市区町村から転入してきた方で、平成28年1月1日に上島町内に住所がなかった方「所得証明書」※前住所地の市区町村で交付を受けてください。
- その他必要に応じて提出する書類
養育する児童と別居している場合には、「別居監護申立書」や児童の「住民票謄本」が必要です。

平成28年度の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安 (給与収入のみ)
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1千円
5人	812万円	1,042万1千円

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある方についての限度額は、上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額です。

※扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額です。

※児童を養育している方の所得が上記の額以上の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

不法投棄は法律で禁じられており、罪は重く5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金に処せられます。

なお、5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）までは「全国不法投棄監視ウィーク」に定められており、この期間に全国一斉に不法投棄を防止する取り組みが行われます。町でも見回り活動などを行う予定です。

をみんなで監視し、地域ぐるみで不法投棄の防止に努めましょう。

TEL 電話 FAX ファックス MAIL Eメール HP ホームページ

問 上島町各総合支所 住民課

重心・ひとり親医療の受給者証更新及び子ども医療の受給者証交換手続きについて

問 上島町各総合支所 住民課

■重度心身障がい者・ひとり親医療の受給者証をお持ちの方

現在お持ちの重度心身障がい者・ひとり親家庭医療

の受給者証は、有効期限が平成28年6月30日（木）までとなっておりますので、更新の手続きが必要になります。

■子ども医療の受給者証をお持ちの方

現在お持ちの子ども医療の受給者証は、事務手続きの変更に伴い、平成28年6月30日（木）までに交換の手続きが必要になります。

更新及び交換は、6月23日（木）～6月30日（木）の間で行っておりますので、

問 問合わせ 申 申し込み

各総合支所住民課にて手続きを行ってください。

第58回水道週間

問 上島町公営事業課

■期間

平成28年6月1日（水）～6月7日（火）

■水道週間スローガン

「じゃ口から

安心とどけ

未来まで」

人権擁護委員の日

問 松山地方事務局人権擁護課 TEL 089-932-0888

平成28年度人権啓発活動重点目標

みんなで築こう

人権の世紀

―考えよう 相手の気持ち―

未来へつなげよう

違いを認め合う心―

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

私たちの街の相談パートナーである人権擁護委員は、委員制度の周知及び人権尊重思想の普及高揚を図るため、様々な啓発活動を行っています。

差別待遇、暴行・虐待、体罰、いじめ、プライバシーの侵害など、人権問題で困りの方は、相談専門ダイヤルを通じて人権擁護委員か松山地方事務局へご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

■各種相談専門ダイヤル

(8時30分～17時15分まで)

○子どもの人権 110番

TEL 0120-0007-110

○女性の人権 ホットライン

TEL 0570-070-810

○みんなの人権 110番

TEL 0570-070-110

■上島町の人権擁護委員

弓削地区 中 美幸氏

生名地区 村上 寛仁氏

岩城地区 山本功太郎氏

魚島地区 中村 一義氏

上島町スクールガード・リーダー紹介

問 上島町教育委員会

上島町教育委員会では、全国各地で学校及び通学路における事件、事故等が多発して大きな問題となっている状況を踏まえ、子どもたちが安心して教育を受けられるよう、地域社会全体で学校安全に取り組みため、各地区にスクールガード・リーダーを委嘱しています。



生名地区
中本砂恵子氏



弓削地区
山上 耕司氏

職務

① 教育委員会が指定する区域内の学校の定期的な巡回指導

② 学校内の防犯対策（事故発生時の緊急対応、地域や関係機関との連携等）に関する指導及び助言

③ スクールガード・ボランティアへの指導及び助言

④ 不審者対応訓練等における児童生徒への指導及び助言

⑤ その他学校安全対策全般に関する指導及び助言

教科書展示会開催

問 上島町教育委員会

平成28年度教科書展示会を次のとおり開催いたします。

今年度は小・中学校使用教科書の採択替えはありません。



魚島地区
横井里津子氏



岩城地区
岡野 英二氏

せん。子どもたちが今年度使用している教科書等をぜひ手にとってご覧になっていただきたいと思っています。なお、一般の方も自由にご覧いただけます。

期間

6月17日(金)～30日(木)

時間

9時15分～17時00分

会場

せとうち交流館（朗読室）

※閉館日はありません。

遺跡詳細分布調査にご協力ください

問 上島町教育委員会

上島町教育委員会では、平成25年度から5カ年計画で上島町全域を対象とした遺跡の詳細分布調査を実施しています。この調査は、遺跡の時代・範囲・種類を正確に把握することによって、その保存・活用を図ることを目的としています。調査では、調査員が実際に現地を歩いて遺物や遺構の有無を調べます。平成28年度は、主に弓削地区、生名地区及び魚島地区を対象に、3月末まで実施しています。現地では、測量や写真

真撮影、地域の皆さんへの聞き取り調査も行っています。また、遺跡の性格を具体的に把握する必要があります。場合は、地権者の皆さんの承諾をいただいたうえで試掘調査を行います。調査員は、調査員証を携帯していますので、皆さんの地域を訪れた際には、調査へのご協力をお願いいたします。

愛顔あふれる写真とエピソードを募集!

問 県文化・スポーツ振興課 TEL 089-912-2972

愛と笑顔が結ばれて生まれた「愛顔」。県では7月31日(日)までの間、愛顔あふれる感動のエピソード及び写真を募集しています。

【エピソード部門】

自身の体験に基づく内容であればジャンルは不問

応募規定…日本語で800字以内(原稿用紙2枚以内)

【写真部門】

・愛顔の写真であればジャンルは不問

・応募規定…JPEGデータで応募

TEL 電話 FAX ファックス

MAIL Eメール HP ホームページ

問 問い合わせ 申 申し込み

スマホのワンクリック 請求に注意！

問 上島町産業振興課
TEL 7712500、愛媛県消費生活センター
TEL 089192513700

アダルトサイトで無料のサイトを見ようとしてクリックした結果、いつの間にか有料サイトに登録したことになり、高額な登録料を請求される手口がワンクリック請求です。

パソコンに多いトラブルですが、スマホ利用者の増加に伴い、スマホでも被害が増加しています。請求（登録完了）画面が何度も表示される点はパソコンと似ていますが、スマホの場合はパソコンのようなウイルスが原因ではなく、ブラウザの記録によるものです。

また最近では、登録完了画面表示の際にカメラのシャッター音のような音を鳴らす手口も現れており、自分の顔を撮影されたと思わせ、利用者を慌てさせて連絡させるケースも発生しています。

■復旧方法

ブラウザに残っている登録完了画面は、多くの場合、ブラウザが保持しているタブやキャッシュを削除することで消すことができます。詳しい方法は、（独）情報処理推進機構（IPA）のホームページを参考にしてください。もしそれでも消せない場合は、ブラウザの再インストールを試してください。

■予防策

こういったワンクリック請求のサイトを撲滅することとは難しいため、利用者が自衛する必要があります。登録完了画面が表示されても慌てないことです。なかには「18歳未満や操作ミスの方はこちら」というボタンをタップしてメールを送信してしまう人もいますが、メールアドレスを知られ、さらなる請求を受けるので、不用意に事業者に連絡しないください。

何か不安なことがありますら、上記相談窓口までご相談ください。

困ったときは
ピピッと相談！



HIV検査普及週間

問 今治保健所感染症対策係
TEL 089812312500（内線228）

週間中、夜間のHIV検査・相談を実施します。

※予約不要

■受付日時 6月7日（火）17時30分～19時30分

■場所 今治保健所1階

看護職合同就職説明会

問（公社）愛媛県看護協会
TEL 089192311287

愛媛県内数多くの病院や施設が一堂に集まります。看護部長や人事担当から直接お話を聞くことができる、絶好のチャンスですので、ぜひご参加ください。

■日時

6月18日（土）

11時30分～16時

■会場

松山市総合コミュニティセンター 企画展示ホール

■対象

○看護系教育施設で学ぶ看護学生
○再就職を希望する看護職の方

平成27年度情報公開・個人情報保護制度の請求状況

問 上島町広報情報課

情報公開請求は、5人から7件の公文書公開請求があり、その請求内容および処理状況は次のとおりです。

請求内容

- 公園清掃業務内容書類
- 教科用図書選定・採択関係書類
- 民生委員関係書類
- 印鑑登録証明書交付申請書
- 上島町空き家情報バンク制度要綱の運用規定

請求件数と処理状況（個人情報の開示請求は3件でした。）

実施機関	請求件数	開示	部分開示	非開示	文書なし	却下	不服申立
町長	5	0	3	0	2	0	0
教育委員会	2	0	2	0	0	0	0
そのほか委員会	0	0	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
合計	7	0	5	0	2	0	0

えひめ夢提案制度 春の提案募集

問 愛媛県地域政策課
TEL 089-912-12
235 FAX 089-91
2-2696 yume-
teian@pref.ehime.jp

地域の活性化につながる取り組みをしたいときに、県の規制緩和やノウハウの提供などさまざまな支援を行う「えひめ夢提案」を募集します。

■募集期間

6月1日(水)～30日(木)

■応募方法

所定の「えひめ夢提案様式」に記入のうえ、EメールやFAX、郵送又は持参により提出

労働保険の年度更新

問 愛媛労働局労働保険徴収室 TEL 089-935-5202、今治労働基準監督署 TEL 0898-32-4560

社員の安心のために

みんなの安心、労働保険。働くよるこび、労働保険。労働保険(労災保険・雇

用保険)の平成28年度の年度更新が始まります。手続き期間は6月1日(水)～7月11日(月)です。手続きはお早めに！
電子申請もご利用になれます。

HP <http://www.e-gov.go.jp>

■第一次受付会

6月13日(月)、14日(火)

テクスポート今治 2階

■第二次受付会

7月7日(木)

テクスポート今治 2階

みどり香るまちづくり 企画コンテスト

問 環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境
TEL 03-5552-18269 HP <http://www.env.go.jp/air/akushu/midori-machi/>

住みよいかおり環境を創出しようとする地域の取り組みを支援するため、かおりの樹木・草花を用いた、街区・近郊地区等の「みどり香るまちづくり」を演出する企画を募集します。

■応募要件

① かおりの樹木・草花等(原

則として総計30本以上)をしようとする企画であること



② 今後実施を想定しており、植栽場所を確保している企画であること(既に実施している事業については、植え替えや拡大などを想定している事業であること)

6月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(水)	若	7:36	321	20:22	321	1:21	108	14:04	77
2(木)	中	8:31	331	21:19	350	2:31	100	14:58	49
3(金)	中	9:21	340	22:10	375	3:30	90	15:46	24
4(土)	中	10:06	347	22:57	393	4:22	82	16:31	4
5(日)	大	10:50	350	23:42	403	5:10	77	17:14	-8
6(月)	大	11:32	349	-	-	5:55	78	17:57	-10
7(火)	大	0:26	403	12:15	341	6:39	84	18:39	-3
8(水)	大	1:11	394	12:58	329	7:23	94	19:21	14
9(木)	中	1:55	379	13:43	312	8:09	106	20:05	37
10(金)	中	2:42	359	14:32	293	8:57	119	20:51	66
11(土)	中	3:31	338	15:29	273	9:50	130	21:42	97
12(日)	小	4:25	317	16:40	259	10:51	137	22:43	125
13(月)	小	5:25	301	18:03	255	12:00	138	23:57	147
14(火)	小	6:27	290	19:23	262	13:09	130	-	-
15(水)	長	7:24	286	20:28	278	1:18	157	14:08	117
16(木)	若	8:14	286	21:18	296	2:29	158	14:54	101
17(金)	中	8:56	290	21:59	314	3:23	154	15:32	85
18(土)	中	9:33	295	22:34	331	4:06	148	16:06	70
19(日)	中	10:08	302	23:08	347	4:43	141	16:38	55
20(月)	大	10:42	309	23:41	360	5:17	134	17:09	43
21(火)	大	11:16	316	-	-	5:50	127	17:43	33
22(水)	大	0:15	369	11:53	321	6:24	121	18:18	28
23(木)	中	0:50	374	12:32	323	7:00	117	18:55	30
24(金)	中	1:28	374	13:15	322	7:39	113	19:37	38
25(土)	中	2:10	369	14:03	316	8:23	112	20:22	53
26(日)	小	2:55	359	14:59	308	9:11	112	21:14	74
27(月)	小	3:47	346	16:05	300	10:06	111	22:14	97
28(火)	小	4:45	333	17:23	299	11:09	107	23:25	117
29(水)	長	5:49	324	18:44	308	12:18	97	-	-
30(木)	若	6:56	321	19:58	327	0:46	129	13:28	79

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。
※この潮汐表は、(一財)日本水路協会から引用したものです。

■募集期間
6月5日(日)～10月7日(金)
詳しくは、環境省HPをご覧ください。

不法電波はいけません！

問 総務省四国総合通信局
TEL 089-936-5055

電波利用環境保護周知啓発強化期間

6月1日(水)～10日(金)
不法無線局から出される

電波は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与えるなど日常生活に悪影響を及ぼします。さらに、消防、救急、警察や鉄道、航空機など人命に関わる重要無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

電波の利用には、原則、免許が必要です。ルールを守り電波利用環境を守りましょう。

電波のルールと電波障害などの申告・ご相談は、四国総合通信局までお願いします。